

# 共同住宅・多数の者が利用する建築物等耐震**診断**・**改修**補助金

		① 共同住宅(分譲・賃貸)	② 多数の者が利用する建築物
年代	昭和56年5月31日以前に着工		
構造	木造以外	特になし	
規模等	地上3階以上 延べ面積1,000㎡以上	耐震改修促進法第14条第1号に定める 特定既存耐震不適格建築物(共同住宅を除く) の階数・面積 <sup>(注1)</sup>	
	耐火建築物又は準耐火建築物	—	
条件	分譲は管理組合で耐震化の決議がされている	—	
	建築確認を取得した建築物で、現況も適法である		
耐震改修	補強案の耐震診断結果について第三者判定機関等 <sup>(注2)</sup> の判定を受ける		
付加条件	耐震診断 <sup>(注3)</sup> の結果、構造耐震指標 <b>0.6未満</b> のものを、 <b>0.6以上</b> にする工事		
補助額	診断改修	診断費 <sup>※1</sup> の <b>2/3</b> ・上限 <b>100万円</b> 1,000円未満切捨 ※1：実際の費用と、次の算定式①、② の合計のうち低いほうを採用する。 ① 延べ面積 { 0~1,000㎡以内 3,670円/㎡ 1,000㎡~2,000㎡以内 1,570円/㎡ 2,000㎡超 1,050円/㎡ ② 第三者判定機関の判定費用(上限1,570千円)	改修費 <sup>※2</sup> の <b>23%</b> ・上限 <b>300万円</b>
		改修費 <sup>※2</sup> の <b>1/3</b> ・上限 <b>300万円</b> 1,000円未満切捨 ※2：実際の費用と、平米当たりの単価(①共同住宅：50,200円/㎡・②多数の者が利用する建築物：51,200円/㎡) のうち、低いほうを採用する。	改修費 <sup>※2</sup> の <b>23%</b> ・上限 <b>300万円</b>
募集期間	<b>4月初旬から12月中旬</b> (3月8日までに請求書の提出ができること)		

(注1) 次に該当する用途・面積・階数

体育館	幼稚園、保育所	小中学校 老人ホーム等	左記以外の学校、病院、劇場、 店舗、事務所
階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 1,000㎡以上

(注2) 一般財団法人日本建築防災協会ホームページ(<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/>)⇒関係協議会等タブ⇒『既存建築物耐震診断・改修等全国ネットワーク委員会』からご覧になれます。

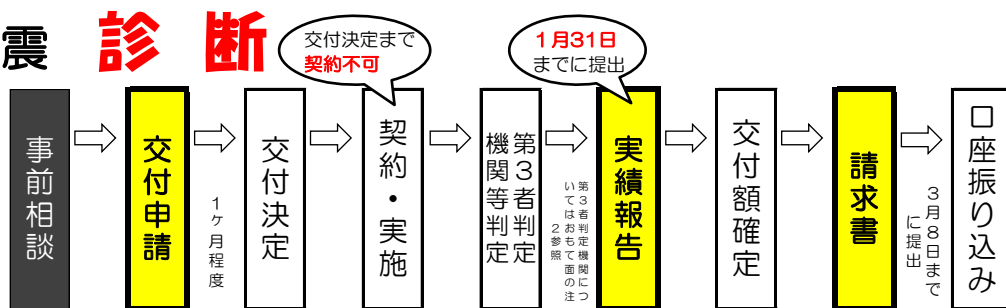
(注3) 診断の結果、地震に対して安全でないと判断されたものについては川越市から耐震改修の勧めに関する通知が交付されます。

診断は日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は同等の基準による。原則として2次診断による。

## &lt;耐震に関する総合相談窓口&gt;

耐震に関する相談について常時担当にて受け付けております。  
川越市役所 建築指導課 049-224-5974

# 耐震診断



## ◎交付申請時に必要な書類（耐震診断補助金交付申請書の添付図書）

- (1) 付近見取図、配置図、平面図
- (2) 耐震診断費用の見積書の写し（**第三者判定を行う場合**、その費用も含む）※**2社以上**の見積もりが望ましい。
- (3) 建築物所有者、建築年次を証明する資料
- (4) マンションにあっては管理組合等の耐震事業実施に関する決議書の写し
- (5) 緊急輸送道路閉塞建築物にあっては、補助の対象であることが確認できる資料
- (6) 建築確認書類・検査済証の写し

診断の第三者判定は任意。補助対象費用に含むことは可能。

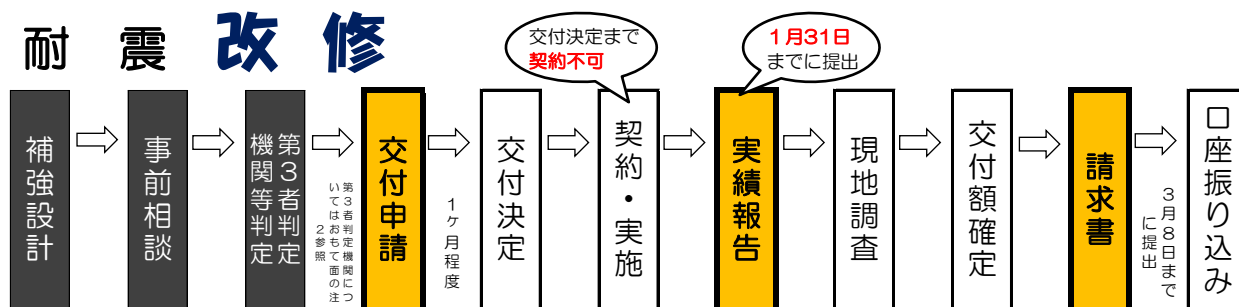
## ◎実績報告に必要な書類（耐震診断補助金交付実績報告書の添付図書）

- (1) 耐震診断書の写し
- (2) 耐震診断費用の領収書の写し
- (3) 耐震診断にかかわる契約書の写し
- (4) 耐震診断結果における第三者判定機関等の判定書の写し
- (5) 補助金算定基礎（HP上で自動計算の表がダウンロードできます。）

## ◎注意事項

市の交付決定を受けるまで、業者と契約を結ばないでください。

# 耐震改修



## ◎交付申請時に必要な書類（耐震改修補助金交付申請書の添付図書）

- (1) 付近見取図、配置図、平面図
- (2) 建築物所有者、建築年次を証明する資料
- (3) 耐震改修に要する費用の見積書の写し（第三者判定機関等の判定費用は含まず）※**2社以上**の見積もりが**必要**。耐震改修工事とそれ以外の工事の内訳書含む。
- (4) 現況写真（外観、内観、それぞれ数箇所）（カラーのもの）
- (5) 耐震診断書の写し（現況及び補強案）
- (6) 耐震改修計画図（平面図・構造補強図等）
- (7) マンションにあっては管理組合等の耐震事業実施に関する決議書の写し
- (8) 耐震改修計画における第三者判定機関等の判定書の写し
- (9) 建築確認書類・検査済証の写し

改修の第三者判定は必須。補助対象費用に含むことは可能。

※川越市既存建築物耐震診断補助金を利用している場合は、同補助金交付額確定通知書の写しを添えて、一部の書類を省略することができます。

## ◎実績報告に必要な書類（耐震改修補助金交付実績報告書の添付図書）

- (1) 耐震改修にかかわる契約書の写し
- (2) 耐震改修に要した費用の領収書の写し
- (3) 補強箇所の施工前、施工中、施工後の写真及び撮影箇所を示す図面
- (4) 補助金算定基礎（HP上で自動計算の表がダウンロードできます。）

※実績報告の内容について、後日市の職員が現地調査を行います。

## ◎注意事項

市の交付決定を受けるまで、業者と契約を結ばないでください。

- ・申請者が登記上の所有者でない場合には、所有者の同意書（指定様式）が必要になります。
- ・補助対象事業費のうち、消費税相当額が**仕入税額控除の対象となる場合**にはその額は補助の対象となりません。

## <耐震に関する総合相談窓口>

耐震に関する相談について常時担当にて受け付けております。  
川越市役所 建築指導課 049-224-5974